

速度取締り指針

令和6年1月
下松警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	切山地区	60km/h
国道188号	6:00 ~ 21:00	東豊井地区	60km/h

- 国道2号、国道188号で追突事故や交差点事故が多発しており、国道は走りやすく速度が超過しやすいため速度違反取締りを推進しています。
- 速度超過による事故は重大な結果を生じさせることとなり、速度が抑制できれば結果の重大性や事故そのものを回避できる可能性が高まります。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）

※ ● ~ 人身事故発生場所



- 通勤・帰宅時間帯の7~9時、17~19時の間に人身事故が多発しています。また市街地の交差点で人身事故が多発しているため、多角的な交通取締りを推進する必要があります。
- 国道2号及び国道188号で速度違反取締りを実施していますが、依然として人身事故が多発しており、重大事故の発生が懸念されるため、速度違反取締りを引き続き実施する必要があります。

その他の交通指導取締り

- 朝夕の時間帯に人身事故が多発しているため、同時帯において多角的な交通取締りや警戒活動を実施します。
- 市街地の交差点で人身事故が多発しており、信号無視や一時不停止などの交差点違反や横断歩行者妨害違反の取締りを強化します。
- 通学路における通行禁止違反取締りのほか、自転車利用者に対する指導啓発活動を強化します。